

平成25年6月25日開催

新庄市農業委員会第25回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成25年6月）議事録

1. 開催日時 平成25年6月25日（火）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（19名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	樋口 彦弥	4番	小嶋 忠昭
5番	清水 清秋	6番	星川 勇吉
7番	笹 行也	8番	伊藤 忠男
9番	高橋 和彦	10番	斉藤 純一
11番	吉野 昭男	12番	海藤 芳正
13番	佐藤 喜代志	14番	井上 茂雄
15番	安食 孝一	16番	今田 栄二
19番	渡邊 耕太郎	20番	三原 常男
21番	畠腹 銀蔵		

4. 欠席した委員（2名）

17番 柏倉 嘉門

18番 齋藤 順一

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名

日程第 2 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第95号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価（案）について

日程第 5 議案第96号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画
（案）について

日程第 6 報告第64号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第65号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

局 長 浅沼 玲子

農地主査 後藤 繁俊

主 査 鏡 彰広

主 事 鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成25年度農業委員会第25回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、新庄地区の齋藤順一委員、萩野地区の柏倉嘉門委員の2名であります。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第25回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を

慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番の清水清秋委員と13番の佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第93号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第93号農地法第3条の規定による許可申請について、稲舟地区1番から八向地区2番までの5件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

農地法第3条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、6月18日に調査した結果、〇〇さんと〇〇さんは親子関係であり再設定で、問題ありませんでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○11番

稲舟地区2番につきまして、6月20日調査した結果、〇〇さんと〇〇さんについては〇〇さんが前から〇〇さんの土地にハウスを建てており、また〇〇さんの自宅の脇で国道の傍でもあり、双方の話しにより問題ありませんでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○21番

農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区1番の調査報告を申し上げます。○○○○さんと○○○○さんは本家分家の関係でございまして、○○さんの旦那さんが、○○さんのお父さんが分家するときこの土地を贈与するという話をしておりまして、50年ぐらい経過しているのですけれども、このまま放置しておけないということで、○○さんが高齢のために○○さんに改めて贈与するということが問題なかったようでございます。なお、この土地に関しては、転作田の牧草を播いて○○さんが適正に管理されておりましたので、何ら問題ございませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、大変ご苦労様でした。次に、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

八向地区1番に関して、6月20日に調査した結果をご報告します。親子関係で再設定で、何ら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく八向地区2番について調査報告をお願いします。

○8番

八向地区2番に関して、6月20日に調査した結果、親子関係で何ら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でございました。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第93号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第93号農地法第3条の規定による許可申請

については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第94号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第94号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区で2件ございましたので、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第94号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、調査月日は6月19日です。双方に確認し、また現地を調査したところ、問題ありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区2番について、調査月日は6月19日、双方に確認し、また現地を調査したところ、問題ありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第94号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第94号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第95号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第95号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につきまして、農業委員会の適正な事務実施を図るため、東北農政局長宛に提出を要しますので別紙のとおりご提案申し上げます。なお、次の議案第96号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）とともに、新庄市農業委員会のホームページ上に、5月10日金曜日から6月10日月曜日までの32日間に渡り公開しております。地域の農業者等からの広く意見を求めておりましたが、いずれも寄せられた意見等はございませんでした。

議案第95号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につきまして、別紙様式1によりましてご説明申し上げます。

（議案書を朗読し、内容を説明）

以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、ただいま説明のあった、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、よろしくご審議の程お願いします。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第95号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第95号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、原案のとおり可決決定されました。

次に日程第5、議案第96号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第96号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、別紙様式第2に基づきまして、ご提案ご説明申し上げます。

（議案書を朗読し、内容を説明）

以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。ただいま説明のあった、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑がないようでございますので、お諮りいたします。議案第96号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第96号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり可決決定されました。

それではこれより報告案件に入ります。日程第6、報告案件第64号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第64号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの4件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

（議案書を朗読し、報告内容を説明）

それぞれは、相続による所有権の取得で、あっせん等はございませんでした。以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告案件第64号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告案件第64号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告案件第65号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第65号について、地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきまして、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上1件、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告案件第65号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告案件第65号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第25回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成25年6月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 清水 清秋

議事録署名委員 佐藤 喜代志